

日医発第 1372 号（地域）
令和 6 年 11 月 8 日

都道府県医師会
担当理事 殿

日本医師会常任理事
長島 公之
(公印省略)

日本医師会「オンライン診療に関する事例登録フォーム」への
情報提供について（依頼）

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

日本医師会「オンライン診療に関する事例登録フォーム」への情報提供（依頼）につきましては、令和 5 年 10 月 12 日付日医発第 1268 号（地域）及び令和 6 年 6 月 26 日付日医発第 579 号（地域）をもって貴会宛にお送り申し上げます。

また、オンライン診療に係る情報共有会（令和 6 年度地域医療・情報通信担当理事連絡協議会）の開催につきましては、令和 6 年 11 月 1 日付日医発第 1340 号（地域）をもって貴会宛にお送り申し上げたところです。

今般、厚生労働省（第 111 回社会保障審議会医療部会：令和 6 年 10 月 30 日開催）において、適切なオンライン診療の推進について審議がなされ、適切なオンライン診療を更に推進していくため、オンライン診療に関する相対的な規定が創設される方向となりました。これを受け、本会といたしましては、これまで以上に安全・安心にオンライン診療を実施するためにも、引き続き、好事例・不適切事例について情報収集を行い、国へ適切な対応を求めていくことが重要であると認識しております。

このような事から、貴会におかれましても本件についてご了知いただき、引き続き、本フォームへの情報提供をいただきたく、貴会管下郡市区医師会、及び関係医療機関等への周知方ご高配のほど、よろしくお願い申し上げます。

【日本医師会メンバーズルーム】

<https://www.med.or.jp/japanese/members/>

日本医師会メンバーズルーム内お知らせ欄「オンライン診療に関する事例登録フォーム」より情報提供をお願いいたします。（日本医師会メンバーズルームへのログインには本会会員の ID とパスワードが必要です。）

なお、本フォームに寄せられた不適切事例については内容を確認の上、適宜、厚生労働省を通して都道府県からの指導に繋げております。



厚生労働省

ひと、暮らし、みらいのために
Ministry of Health, Labour and Welfare

適切なオンライン診療の推進について

厚生労働省 医政局

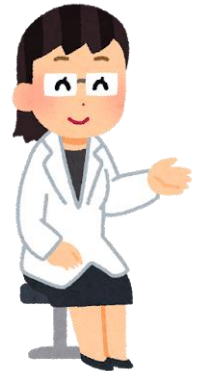
Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

オンライン診療の適切な実施に関する指針の概要

1. 本指針の位置づけ

- 情報通信機器を用いた診療を「遠隔診療」と定義していたものを、新たに「オンライン診療」と定義を変更。
- 医師-患者間で情報通信機器を通じて行う遠隔医療を下図のとおり分類し、オンライン診療について、「最低限遵守する事項」と「推奨される事項」を示す。
- 「最低限遵守する事項」に従いオンライン診療を行う場合には、医師法第20条(※)に抵触するものではないことを明確化。

※医師法第20条は、医師が自ら診察しないで治療等してはならないこと(無診察治療等の禁止)を定めている。



2. 本指針の適用範囲

情報通信機器を通じて行う遠隔医療のうち、医師-患者間において行われるもの

	定義	本指針の適用
診断等の 医学的判断 を含む	オンライン診療 診断や処方等の診療行為をリアルタイムで行う行為	全面適用
	オンライン 受診勧奨 医療機関への受診勧奨をリアルタイムで行う行為	一部適用
一般的な 情報提供	遠隔健康医療相談 一般的な情報の提供に留まり、診断等の医師の医学的判断を伴わない行為	適用なし



3. 本指針のコンテンツ

オンライン診療の提供に関する事項

- 医師-患者関係/患者合意
- 適用対象
- 診療計画
- 本人確認
- 薬剤処方・管理
- 診察方法

オンライン診療の提供体制に関する事項

- 医師の所在
- 患者の所在
- 患者が看護師等という場合のオンライン診療
- 患者が医師という場合のオンライン診療
- 通信環境

その他オンライン診療に関連する事項

- 医師教育/患者教育
- 質評価/フィードバック
- エビデンスの蓄積

参考：厚生労働省ホームページ（オンライン診療に関するホームページ）

オンライン診療を提供することが可能な場所について

オンライン診療を受診することが可能な場所は、「医療提供施設」「居宅等」のいずれかであり、それぞれについて満たすべき条件が存在する。

医療提供施設

患者への医療サービスの提供を目的とする施設

要件：多数の患者への医療の提供に適切な場として、衛生水準を担保しているか

通知「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和6年1月16日医政総発0116第2号）で対応

居宅等

医療提供施設外で個々の患者が医療を受ける必要がある場所

場所要件①：療養生活を営む場所（＝社会通念上、医療を受けるにあたり適切な環境が担保されると考えられる場所）

場所要件②：オンライン診療を受診するにあたり適切な環境が担保されると考えられる場所（プライバシーの確保等）

（診療計画策定、本人確認等）

医療を受ける場として満たすべき一般的条件

特にオンライン診療の受診にあたり満たすべき条件

特にオンライン診療の受診の場として満たすべき条件

オンライン診療に必要なプロセス

オンライン診療の適切な実施に関する指針に記載

○ 医療法（抄）

第一条の二（略）

- 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、**病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）**、**医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。以下同じ。）**において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

○ 現在、下記の照会を実施中

① オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況等について

対象：都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部局

【1月16日に発出した通知（※）によるオンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況等について】

- オンライン診療のための診療所の開設実績、オンライン診療として提供されている医療の内容
- 通知記載事項や、オンライン診療の適切な実施に関する指針の順守のための体制整備の状況
- 都市部に開設する必要性 等

※「特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設について」（令和6年1月16日医政総発0116第2号）

② 療養生活の場において行われているオンライン診療について

対象：都道府県・保健所設置市・特別区 衛生主管部局 、介護事業所

【1月16日に発出した通知（※）による療養生活の場において行われているオンライン診療の実態等について】

- 「療養生活の場」としてオンライン診療が実施されている事業所・施設の有無
- 上記の事業所・施設における、オンライン診療として提供されている医療の内容、オンライン診療の適切な実施に関する指針の順守のための体制整備の状況
- 急変時に対面医療が行われる医療機関との連携状況 等

※「「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に関するQ & A」の改訂について」（令和6年1月16日医政総発0116第1号）

違法・違法疑い事例に関する問題への対応案

課題

- 現行制度では、違法が疑われる医療機関について患者から相談を受けた際に、当該相談等のほかに、調査や指導の手がかりとなる資料がない
- 医事法制は解釈に委ねられる範囲が広い一方で、保健所等による指導や立入検査等において、医師法違反行為かの判断基準や立入検査等の可否が明らかでなく、保健所等が美容医療に関する専門的知識を必ずしも持ち合わせていないこともあり、効果的な指導や立入検査、取締りが困難
- 保健所が指導や立入検査を行う際も、診療録等の記載が十分になされておらず、保健所による問題事例の把握が困難
- 医療機関側においても、医事法制等、美容医療を提供する上で遵守する必要のある法制度への理解が必ずしも十分ではない
- 美容医療を受ける患者自身も、医事法制等について正しく理解しておらず、違法な診療行為等を未然に察知して利用を拒否する等の対策が困難。マスコミ等において、美容医療に適用される法制度の理解が不十分であることも背景
- 特にオンライン診療については、「オンライン診療の適切な実施に関する指針」に基づいて提供されることとされているにも関わらず、その法的な位置づけが不明瞭であることもあり、必ずしも遵守されていない

対応案

- 美容医療を提供する医療機関の違法事例等の実態把握に資する基礎資料の定期的な報告
- 医師法の解釈、保健所等の立入検査・指導のプロセス・法的根拠を明確化し、通知を発出
- 診療録について各診療の実態を確認するために必要な事項を記載事項として追加
- 適用される法制度の内容も含む業界ガイドラインの策定、美容医療に関する国民の理解促進
- オンライン診療指針の位置づけの整理

オンライン診療に関する総体的な規定の創設について

- **医事法制上、オンライン診療は解釈運用**によって、機動的・柔軟にその実施が図られてきた。
- 他方、**解釈によって適切な実施を図るには課題**があるところ、法制上の位置づけを明確化し、**適切なオンライン診療を更に推進**していくことが求められる。
- そこで、**現行制度の運用を活かす**形で、**医療法にオンライン診療の総体的な規定**を設ける。

オンライン診療を行う医療機関

【オンライン診療の定義】

情報通信機器を活用して、医師又は歯科医師が遠隔の地にある患者の状態を視覚及び聴覚により即時に認識した上で、当該患者に対し行う診断又は診療

【内容】

- **オンライン診療を行う医療機関はその旨を届け出る**（都道府県Aへの届出）。
- **厚労大臣は、オンライン診療を行う医療機関の管理者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るための基準を定める。**
（※）現行のオンライン診療指針に記載されている、実施場所・患者への説明事項・病状急変時の体制確保等について法令で定める
- オンライン診療を行う**医療機関の管理者は、厚労大臣が定める基準（オンライン診療基準）を遵守することとする。**

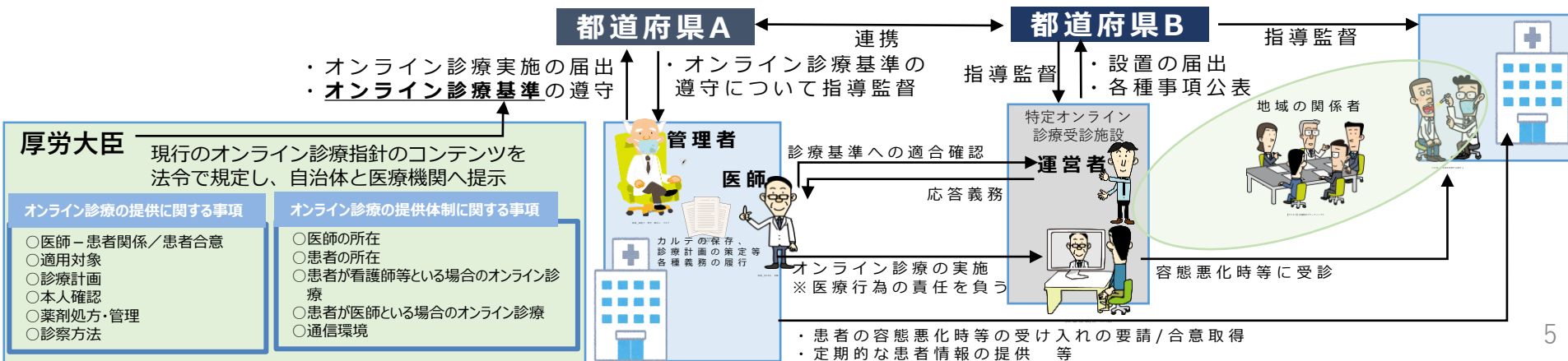
特定オンライン診療受診施設

【定義】： オンライン診療が、施設にいる患者に対して行われる施設であつて、当該施設の設置者が、医師又は歯科医師に対し、業として、オンライン診療を行う場として提供しているもの

【内容】

- 所在地の都道府県知事（都道府県B）に対して、特定オンライン診療受診施設の設置者は**届け出る**。
- 特定オンライン診療受診施設の設置者は、**運営者を置かなければならない**。
- 特定オンライン診療受診施設での**オンライン診療の実施の責任は、オンライン診療を行う病院/診療所の医師が負う**（都道府県Aが指導監督）
→ 実施医療機関の医師がオンライン診療基準を満たす義務がある
- そこで、**オンライン診療を行う医療機関の管理者が、特定オンライン診療受診施設の運営者に対して、オンライン診療基準への適合性の確認を行うこととし、特定オンライン診療受診施設の運営者には応答義務を課す。**

（※） オンライン診療を行う医療機関の管理者は、容態急変の事態に備え、患者の所在地近隣の医療機関と受け入れの合意等を取得し、その過程で、地域医療に与える影響やその可能性について、地域の関係者と連携して把握することとする。



参考資料

ひと、くらし、みらいのために

オンライン診療のための診療所について

特例的に医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設についてより抜粋

通知のポイント

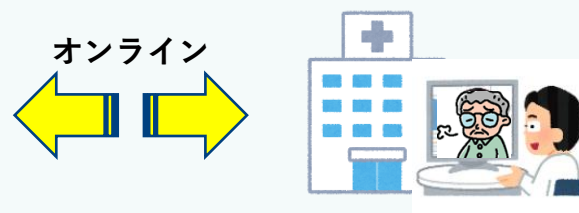
令和6年1月16日 医政総発0116第2号

1. オンライン診療のための医師非常駐の診療所について、必要性があると認めた場合においては、特例的に、医師が常駐しないオンライン診療のための診療所の開設を認めることとする（※1）。
2. オンライン診療が医療機関の事業として行われる場合であって、定期的に反復継続して行われることのない場合又は一定の地点において継続して行われることのない場合については、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」により、新たに診療所開設の手続を要しない場合がある。

1. オンライン診療のための診療所の開設の手続きが必要な場合

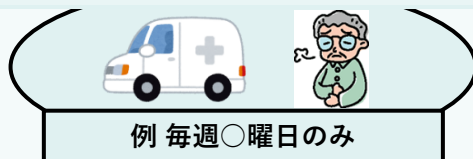


自治体は開設の必要や「オンライン診療の適切な実施に関する指針」が遵守されているか確認すること

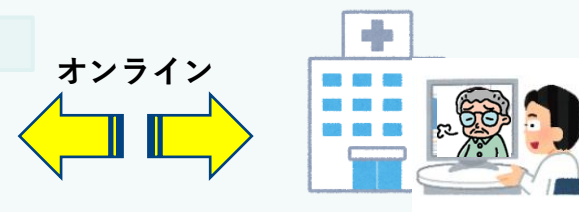


2. 新たに診療所開設の手続を要しない場合

定期的に反復継続しない場合（※2）



一定の地点において継続しない場合（※3）



- （※1）現状では、自宅でのオンライン診療の受診又は患者が必要とする医療機関の適時の利用が困難であり、オンライン診療の受診を希望する住民が存在する場合など、住民の受診機会が不十分であると考えられる理由の提出を求めること。
- （※2）定期的に反復継続（おおむね毎週2回以上とする。）して行われることのない場合
- （※3）一定の地点において継続（おおむね3日以上とする。）して行われることのない場合
- （※4）（※2）または（※3）の場合、「巡回診療の医療法上の取り扱いについて」（昭和37年6月20日付け医政発第554号厚生省医務局長通知。）に準じて、新たに診療所開設の手続を要しないものとする

Q23 患者の所在として認められる例として職場が例示されていますが、通所介護事業所や学校など、職場以外の場所はあてはまらないのですか。【V2(2)関係】

A23 オンライン診療は原則として、個々の患者の居宅において受診していただくものであるところ、個々の患者の日常生活等の事情によって異なりますが、居宅と同様、療養生活を営む場所として、患者が長時間にわたり滞在する場合には、オンライン診療を受診できる場所として認められます。

職場については、居宅と同様に長時間にわたり滞在する場所であることを踏まえ、療養生活を営むことができる場所として、個々の患者の所在と認められる場合があることを示したものです。

お尋ねの学校や通所介護事業所などについても、個々の患者の日常生活等の事情によって異なりますが、居宅と同様、療養生活を営む場所として、患者が長時間にわたり滞在する場合には、個々の患者の所在として認められます。（※）

※ オンライン診療により医師が行う診療行為の責任については、原則当該医師が責任を負うため、医師は患者の所在が適切な場所であるかについて確認する必要があります。

※ 学校の敷地内においてオンライン診療を受診する場合は、学校等の許可を得た上で、本来の業務運営に支障のない範囲で、患者本人又はその保護者が、その責任においてオンライン診療を受けるものであり、患者の急変時などの緊急時の体制確保等を含めて、オンライン診療については原則当該医師が責任を負うことに留意が必要です。

その際、この場合における医療の提供は、居宅同様、医師と患者の的一对一関係の中で提供されるものであるため、利用者が誤解しないよう、通所介護事業所等が、自ら医療提供を行わないこと、及び、診療所に課せられる医療法の各種規制（清潔保持、医療事故の報告、報告徴収等）の対象とならないことを利用者に説明した上で、事業所等の利用者等に対する周知や事業所等の職員による機器操作のサポートが可能です。（※）

※ 通所介護事業所等が自ら医療提供を行うこと及びオンライン診療時に、診療の補助行為や通常医療機関に置いているような医療機器の使用等がなされる場合などは、診療所の開設が必要となります。例えば、オンライン診療時に、看護師等が採血等をする場合は、診療の補助行為に含まれます。

※ 高齢者のニーズに対応するサービス(介護保険外サービス)として、通所介護のサービス提供時間外に、通所介護の職員が職場の ICT 機器を使用する等、利用者のオンライン診療をサポートする場合には、利用者からの同意を取得し、介護保険サービスと明確に区分した上で、保険外サービスとして可能です。

また、事後的な検証の観点から、通所介護事業所等で診療所を開設せず利用者に対してオンライン診療を受診する場の提供の実施状況の調査を予定しています。

(参考) 医療法上の規定について

居宅等関係

第一条の二 (略)

- 2 医療は、国民自らの健康の保持増進のための努力を基礎として、医療を受ける者の意向を十分に尊重し、**病院、診療所、介護老人保健施設、介護医療院、調剤を実施する薬局その他の医療を提供する施設（以下「医療提供施設」という。）**、**医療を受ける者の居宅等（居宅その他厚生労働省令で定める場所をいう。**以下同じ。）において、医療提供施設の機能に応じ効率的に、かつ、福祉サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図りつつ提供されなければならない。

(施行規則)

第一条 医療法（昭和二十三年法律第二百五号。以下「法」という。）第一条の二第二項の厚生労働省令で定める場所は、次のとおりとする。

- 一 老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第二十条の四に規定する養護老人ホーム（第九条第三項第三号において同じ。）
- 二 老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホーム（第九条第三項第四号において同じ。）
- 三 老人福祉法第二十条の六に規定する軽費老人ホーム（第九条第三項第五号において同じ。）
- 四 有料老人ホーム
- 五 前各号に掲げる場所のほか、**医療を受ける者が療養生活を営むことができる場所**であつて、法第一条の二第二項に規定する**医療提供施設（以下単に「医療提供施設」という。）以外の場所**

医療提供施設関係

第一条の五 この法律において、「病院」とは、医師又は歯科医師が、**公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所**であつて、二十人以上の患者を入院させるための施設を有するものをいう。病院は、傷病者が、科学的でかつ適正な診療を受けることができる便宜を与えることを主たる目的として組織され、かつ、運営されるものでなければならない。

- 2 この法律において、「診療所」とは、医師又は歯科医師が、**公衆又は特定多数人のため医業又は歯科医業を行う場所**であつて、患者を入院させるための施設を有しないもの又は十九人以下の患者を入院させるための施設を有するものをいう。

令和6年度規制改革実施計画

5. 健康・医療・介護

○ ア 身近な場所でのオンライン診療の更なる活用・普及

【a：措置済み、

b：（前段・中段）措置済み、（後段）令和6年開始、令和6年度まで継続的に措置、

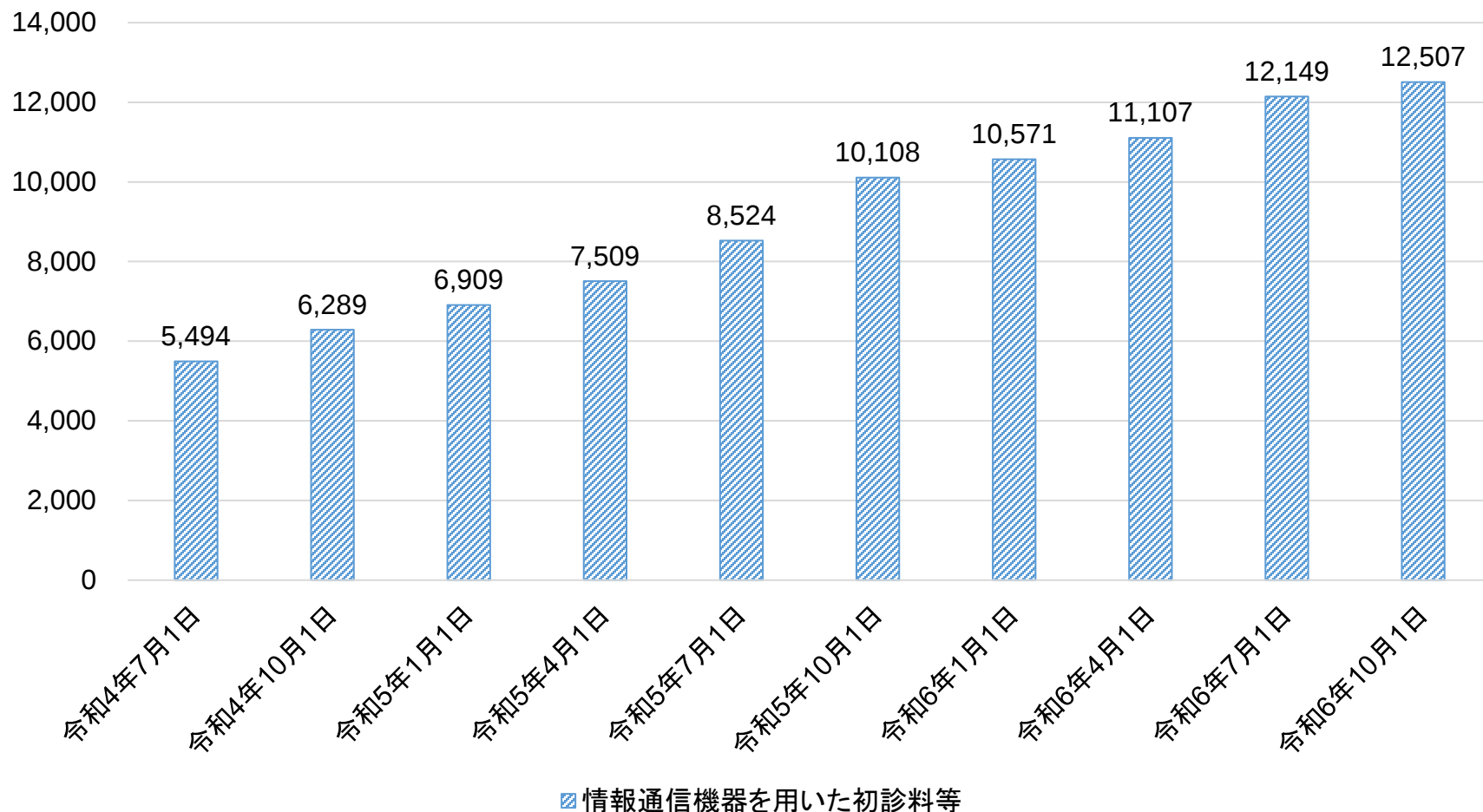
a 厚生労働省は、通所介護事業所等についても、居宅と同様、療養生活を営む場所として、患者が長時間にわたり滞在する場合にはオンライン診療を受診できる場であることを明らかにする。あわせて、オンライン診療時に、医療補助行為や医療機器の使用等がされないこと及び自らが医療提供を行わないことを前提として、居宅同様に、通所介護事業所や職場などの療養生活を営む場においても、新たに診療所が開設されなくとも、患者がオンライン診療を受診できることを明示する。なお、医療補助行為や医療機器の具体については、明確化する。さらに、通所介護事業所、学校等が、医療法（昭和23年法律第205号）の各種規制（清潔保持、医療事故の報告、報告徴収等）の対象とならないこと等を明確にした上で、当該施設の利用者等に対し、当該施設内において、オンライン診療の受診が可能であることについて周知すること及び機器操作のサポートを当該施設の職員等が行うことが可能であることを明確化する。

b 厚生労働省は、へき地等に限ってオンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能とする旨の医療法の運用（令和5年5月18日厚生労働省医政局総務課長通知）を改正し、①「へき地等」か否かを問わず、患者の必要に応じ、都市部を含めいずれの地域においても、オンライン診療のための医師非常駐の診療所を開設可能であることとする。②その際、診療所の開設に関する要件を設ける場合には、オンライン診療の受診を当該診療所において希望する患者が存在することを示すなどの簡潔な説明で足りることとするよう検討する。さらに、事後的な検証の観点から、実施状況の報告を求め、オンライン診療のための医師非常駐の診療所の開設状況及び具体的な事例を定期的に公表するなど、オンライン診療に関する情報発信・環境整備を行う。

(参考) 情報通信機器を用いた初診料等の届出医療機関数

○ 情報通信機器を用いた初診料等の届出医療機関数は経時的に増加しており、令和6年10月1日時点において約12,500医療機関となっている。

(届出医療機関数)



出典：保険局医療課調べ(「情報通信機器を用いた診療に係る施設基準に係る届出」状況の抽出結果)

※データ抽出タイミングにより他の公表データと一致しない場合がある11